

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 1 1 日

都道府県民生主管部（局）
後期高齢者医療制度所管課（部）
後期高齢者医療広域連合事務局

} 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等
に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準
の取扱いに関する Q & A について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準について」（令和 2 年 5 月 1 日保高発 0 5 0 1 第 1 号。以下「基準通知」という。）によりお示ししたところですが、この基準通知の取扱いについて、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準の取扱いに関する Q & A」を作成しましたので、内容について御了知いただくとともに、都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）への周知等よろしくお願いします。